

平成23年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年12月6日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年12月6日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第10号 専決処分の報告について
 - 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第51号 不動産の信託について
 - 議案第52号 可児市道路線の認定の承諾について
 - 議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について
 - 発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について

議事日程第1号

平成23年12月6日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 7件

(1) 「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情

(2) 資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情

(3) 木材の利用推進に関する要望書

(4) TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する要請

(5) 「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情

(6) 定例監査実施報告書

(7) 現金出納検査結果報告（平成23年8月から平成23年10月分）

町長報告 1件

報告第10号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 13件

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

議案第51号 不動産の信託について

議案第52号 可児市道路線の認定の承諾について

議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につ
いて

発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項につ
いて

日程第5 議案の審議及び採決 1件

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員 (12名)

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 竹内 正康
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 瀬瀬 久美	建設部長 松岡 学一
教育担当参事 安藤 信治	企画調整 担当参事 三輪 康典
総務課長 田中 康文	企画課長 加藤 暢彦
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 佐久間 英明
住民環境課長 寺本 公行	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾 要司	農林課長 植松 和徳
上下水道課長 亀井 孝年	建設課長 伊左次 一郎
会計管理者 藤木 伸治	学校教育課長 田中 秀典
生涯学習課長 玉木 幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影依頼がありましたので、これを許可いたします。

なお、この12月定例会から、一般質問のみケーブルテレビ可児にてテレビ放映されますので、連絡をしておきます。

それでは、招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いいたします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

お忙しい中、本年最後の定例会ということでお集まりいただきました。大変重要な案件ばかりが提案されますので、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

議会の冒頭に際しましてのごあいさつを申し上げます。

第4回御嵩町議会定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し述べるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

まず冒頭に、一昨日67歳で急逝された栗川那須塩原市長に心から哀悼の意を表します。

栗川市長とは、全国産廃連の会長、副会長の関係にあります。また、それを越えた、那須塩原市、御嵩町相互が思いやる心を有しており、その顕著な例としては、さきの震災での物資の提供や放射能汚染の際の飲料水の送付であります。そして御嵩町に対しては、9・20豪雨災害の際のいち早いお見舞いの電話で、要請があれば協力は惜しまないとの言葉をいただくほどのおつき合いをさせていただいておりました。本年8月3日、東日本の視察の帰路で立ち寄り、ほんの2時間ほど面談をいたしました。それが最後となりました。痛惜のきわみであります。御冥福をお祈り申し上げます。

「草の根運動」と称され、ささやかであった民意の風が大きくなうねりを生み、今、国・地方の境界なく政治のあり方が問われています。その代表的な現象が、国政では政権交代であり、地方では最近の大阪での維新の会の知事・市長選挙での圧勝と言えます。シングルイシューで

実施される選挙では、時に劇的結果を与えます。郵政民営化、減税、都構想など、判断の基準が明確にされると、本来持つ問題点をも内包し、解決されるがごとく、期待感を大きくさせる効果があるようであります。その点で中津川市長選が実施されるとするならば、問われているのが公共施設建設問題のみなのか否か、その争点を見きわめ、注視してまいりたいと思っております。また、大阪都構想実現には、地方自治法の改正が必須であることから、国政が動くか否か、そしてその改正が都構想のみならず、その延長線上にあるであろう道州制にどのような影響を与えるのか否か、その動向は、この御嵩町の将来を左右しかねない問題と位置づけ、考えていきたいと思っております。

9月20日の昼、午前中から降り続く雨に不安を感じながら、可茂町村会出席のため可茂総合庁舎へ向かいました。その後、降雨量が尋常でなく、土砂災害警戒警報が発令されたとの報を受け、会議を早目に切り上げ、直ちに役場に戻り、翌朝まで災害対応の指揮に当たりました。

今回の豪雨の特徴としては、去年の短期集中型の豪雨と違い、長時間にわたり多量の降雨があり、また町東部で被害が多い傾向が見られました。夜明けを待ち町内をパトロールしましたが、上之郷地区で、土砂崩れで道路が数ヵ所不通となり、孤立した地区があることを確認しました。これらの応急復旧については、災害時における応急対策に関する協定書に基づき、御嵩町安全協議会の全面的な協力により迅速な御対応をさせていただいておりますが、山間部を多く有する御嵩町の脆弱な部分を改めて思い知らされました。また、国道21号線で発生した土砂崩れにより、不幸にも1名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方の御冥福を心よりお祈りいたします。

町内各所で発生しました災害につきまして、国道の仮復旧は国土交通省多治見砂防国道事務所、また県道や一級河川唐沢川及び可児川などの仮復旧、さらに当町で今まで経験したことのない地すべり現象などにつきましては、可茂土木事務所にいち早く御対応をいただきました。さらに、地元選出の国会議員や県副知事、県議会議員の方々に災害現場を御視察いただいております。この場をおかりしまして深くお礼を申し上げます。

これらの公共災害の採択や復旧を早期に進めるため、10月6日に古田岐阜県知事、11日に国土交通省、14日には農林水産省へ激甚指定並びに災害査定・復旧の早期実施について要望活動を実施しております。

去年の7月15日、さらにことしの8月23日と立て続けに豪雨災害が発生した今、「想定外」「130年に1度」という言葉を免罪符として軽々しく使うことは許されません。今回の災害について、各担当が去年の経験により対応した事案もあり、一定の評価をすべきではありますが、将来に備え、なお一層のレベルアップを図る必要があると考えております。

去る11月21日、幹部職員が今回の豪雨災害の特徴や対応について分析を行い、今後の災害発

生時にどう生かしていくか、そして対応力をいかに高めていくかについて反省会を実施しました。その中で、現在指定している避難所はこのままでよいのか、各課の連携はとれていたかなどについて、経験したからこそ気づくことができる視点で議論を行いました。町民の皆様には災害発生時に的確に避難していただくには、いかに正確な情報を迅速にお届けするかが重要であります。現在活用している防災行政無線に加え、重要な情報のツールの一つとしてケーブルテレビ可児を位置づけ、早急に災害放送について協定を結び、避難についての判断材料となるようにしたいと考えております。

災害がいつ発生するかは予測できません。さらに大雨だけでなく、地震による災害への対応も想定する必要があります。今回の災害では、自主防災組織による適切な対応が見られました。自治会集会施設の早い段階での開放、地域の高齢者世帯などの安否確認や避難の呼びかけ、家屋周辺への土のう設置による浸水防止作業など、自主防災組織の目的である共助力が大きな威力を発揮いたしました。このことで、地域ごとにこういった行動のリーダーとなる方の存在が必要であると再認識しております。この地域防災リーダーを町長が任命し、権限、責任、決定権を持っていただき、誇りを持って事に当たっていただくことを検討していきたいと考えております。

東日本大震災の発生を契機に、昨年7・15豪雨災害を踏まえながら、去る4月19日、各地区自治会長、消防団、御嵩町安全協議会、可茂消防事務組合、可児警察署の方々に参加をいただき、合同防災対策会議を開催し、災害対応について問題はなかったかなどについて話し合いを実施しました。今後もこれで終わらせるのではなく、それぞれの立場の御意見を伺いながら議論を重ねていきたいと考えております。

今回の災害の被害が拡大した原因の一つとして、河川の上流部にある森林の保水力低下が考えられます。御嵩町は豊かな森林に囲まれておりますが、この森林の姿として、樹木間の空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生が育成し、また下層植生とともに樹木の根が広く深く発達し土壌を保持することにより、保水する能力にすぐれた森林となることが望まれています。

また、豊かな森林には豊かな生態系が保たれますが、荒廃した森林では、野生鳥獣はえさ場とすみかを失い、平野部に出没して農作物の被害を発生させ、有害鳥獣として大量に駆除されており、事態は深刻化する一方であります。こうした森林の働きを発揮させていくためには、適切な森林整備が欠かせません。御嵩町の森林を健全で豊かな森林とするため、災害に強い森林づくり、里山保全強化、森林資源の循環利用の3点を基本とし、地域全体で森林づくりを支える人づくりと仕組みづくり、また森林資源の循環利用を通じ、林業及び木材産業の振興を図っていききたいと考えております。森林づくりの目指す姿として、植えて、育てて、切って利用

するという持続可能な循環型の森林づくりが望まれます。

現在、御嵩町の森林は、植林後50年近くが経過し、切って利用する段階となっておりますので、これを実施するためには、その仕組みづくりが必要であります。そこで、町有林約800ヘクタールのうち約236ヘクタールについて、可茂森林組合が持っている森林施業のノウハウや信用力を活用することにより、町有林の適正な管理と森林資源の有効活用を図っていく仕組みを提案いたしました。この制度の導入により、御嵩町の定めた信託目的に従い、可茂森林組合が管理・運営を行うことで、森林補助金や木材の売却益などで森林整備に係る経費を賄うこととなり、町の負担軽減にもつながります。この制度は、全国でも2例目となりますが、導入のメリットは大きく、健全で豊かな森林を目指すモデルとなることを確信しております。

森林は、御嵩町にとって豊かな自然環境の提供、さらに森林生産の面からも大切な財産の一つであります。この森林を適正に管理することで、その荒廃に歯どめをかけ、里山保全の強化をしていきたいと考えております。

昨年の10月20日に被害が発生した、顔戸・比衣地内の特定鉱害復旧事業につきましては、地盤対策として必要な宅地や、道路下部の亜炭鉱廃坑空洞の充てん工事が10月初旬に完了し、現在は道路・上下水道などの公共施設や農地の復旧工事に着手しております。一方、家屋の復旧工事につきましては、現在、工事着手に向けた準備作業をしており、一日も早く被災者の皆様が通常の生活に戻れるよう、町として最大限の努力をしているところであります。

今回のような広範囲での大規模な陥没被害は、全国的にもあまり復旧事例がなく、復旧方法の検討に当たっては、被害発生当時から手探りの状況の中、国や県の技術的支援を受けながら早期の復旧工事着手に向けて手続を進めております。

さて、鉱害のこれからの対策を考えていく組織として、御嵩町亜炭鉱廃坑対策プロジェクトチームを8月に発足させております。現在、発足から約4ヵ月が経過しておりますが、さまざまな可能性を探りながら調査・研究を実施しているところであります。今後、さらにプロジェクトチームの検討内容を充実させ、有効な施策を立案していきたいと考えております。

次に、存続が問題となっております名鉄広見線についてであります。

平成22年度から24年度の3年間を事業実施期間として、可児市、八百津町などとともに、名鉄広見線活性化協議会を組織し、通勤・通学定期の利用促進、各種イベントによる一般利用の促進策などに取り組んでいるところであります。去る11月17日、可児市長などの出席をいただき、第4回名鉄広見線活性化協議会を開催し、現状報告、今後の取り組みなどについて御議論をいただいたところであります。この協議会におきましては、平成23年度の上半期、これは4月から9月の間の利用者数について、名鉄より示されました50万7,000人という数値を報告させていただいたところであります。この数値は、平成22年度の上半期の利用者数52万5,000人

より1万8,000人減少しております。その主な内訳といたしましては、通勤定期で5,000人の減、通学定期で9,000人の減、定期外で4,000人の減となっております。名鉄側からは、減少の要因につきまして、一般利用については、3月の東日本大震災や9月の集中豪雨の影響などが考えられると聞いております。一方、通勤定期の減少については、さらに詳細な分析を加え対策を講ずる必要があります。

今年度、町といたしましては、町職員に対し、自動車通勤から電車通勤への切りかえを呼びかけたほか、11月には強化月間と銘打って各種イベントを集中実施するなどの取り組みを進めてまいりましたが、この厳しい結果を踏まえ、引き続き強い危機感を持って利用促進策に取り組んでまいります。活性化協議会の中で、可児市長から、これまでの非常に厳しい結果は踏まえつつ、御嵩町と可児市に垣根はないという視点に立って地域の魅力づくりについて検討し、かけがえのない名鉄路線について考えてみたいといった趣旨の心強い発言もあったところであります。町としましては、可児市、名鉄と一層連携を密にし利用促進を図りつつ、存続に向けた枠組みづくりに取り組んでまいります。

さらに、この名鉄広見線の存続問題に取り組む上で、その利用者数に大きな影響を及ぼす地元東濃高校の活性化は避けて通れない問題であると考え、2期目となった6月以降、県立高校だから御意見を申し上げるべきではないといった遠慮をしている段階ではないと判断し、高校側と緊密な対話、連携を図ってまいりました。

こうした中、去る10月27日、県教育委員会は、平成24年度より東濃高校の入学定員を40名削減し、160名から120名とすると発表されました。私は、この定数減が、名鉄広見線の存続に直結するこの地域での心理的な悪影響、さらに高校が廃止に向かうのではないかとというよからぬ風評も立ちかねないということも懸念し、この発表後、直ちに県教育委員会の松川教育長と面談すべきと考え、今回の定数減の意図、今後の東濃高校の運営方針などについて、11月11日に忌憚のない意見交換をしてまいりました。

その結論を申し上げれば、第1に、今回の定数減は、近年の状況として現在の定数160名に対し、現実的には入学者が120名、3年後の卒業者が80名程度で推移している実情を踏まえ、平成25年度に見込まれる高校入試制度改革を前に定数を適正化し、魅力ある高校への転換を図るための、いわば攻めの措置であること。第2に、今回の定数減が、東濃高校の統合や廃校に結びつくものではないこと。第3に、魅力ある高校に再生させ、入学希望者が増加に転じた際には定数増も当然あり得ること、これらのことを明確にさせていただきました。

松川教育長からは、この際、他校にない特色を持った思い切った高校改革を実施し、全日普通科単位制、全県一区という特徴を生かし、全県下から生徒が集まるユニークな高校づくりを目指していきたいといった一歩踏み込んだお話もありました。私の方からも、歴史ある東濃高

校は御嵩町民の誇りであり、その活性化のため、御嵩町はあらゆる協力を惜しまないということをお願いしてきた次第であります。それは、今が東濃高校の再生、御嵩町の誇りを復活させる、いわば最後のチャンスかもしれないと感じているからであります。

東濃高校にロボコン部という部活動があります。この部は、ブロックで有名なレゴ社の部品を使用し、作成したロボットがコンピューターで動作し、物を運ぶ速さや正確さを競う競技に参加しております。このたび、国内予選を2位で通過し、アラブ首長国連邦アブダビで開催されたWRO（ワールド・ロボット・オリンピック）の国際大会に出場される快挙がありました。これを、今後の優秀な生徒の獲得や活性化に向けた高校の魅力の一つととらえ、谷口議長にも御臨席をいただいて、出場生徒の激励会の開催、町広報紙でのPR、報道機関へのアピールなど、まずはできることに積極的に取り組んでおります。なお、この国際大会で健闘された結果、見事ベスト16に入賞されたことを御紹介しておきます。またロボコン部は、12月4日に御嶽宿さんさん広場で開催された宿の市に、同じ東濃高校の吹奏楽部とともに参加し、その活動を紹介するとともに、地域との交流を行っております。

今後にもさらに一步踏み込み、町が東濃高校への有効な支援を継続して実施し、同時に御嵩町と東濃高校が相互の活性化に継続して寄与できるような、きちんとした仕組みを確立しておくことが必要と考えております。そのため、年度内をめぐり、町と高校の具体的な協働、連携内容を煮詰め、平成24年度の冒頭には、県教育委員会との協議も調べ、御嵩町と東濃高校による協働・連携協定の締結を実現したいと考えております。

命の入り口、心の出口と言われる口腔衛生について御報告いたします。

御嵩小学校が、全国学校歯科保健優良校表彰において文部科学大臣賞を受賞しました。この賞は、名実ともに全国1位の大変栄誉あるものであります。9月26日の実地審査を経て受賞が決定した知らせを受けたときは、長い間、歴代の校長先生や養護教諭、学校歯科医の先生方が、子供たちと一緒に一生懸命取り組んでいただけたことが認められたことに大きな喜びに包まれました。10月20日に愛媛県松山市で表彰式が行われ、これに参加された高木校長は、これを契機に、御嵩小学校の子供たちの歯の健康についての取り組みにさらなる磨きをかける決意のもと、町ぐるみの支援について今後の協力を要請されたところであります。

町内で歯科保健に一生懸命取り組んでいる学校は、御嵩小学校だけではありません。ことしの岐阜県学校歯科保健優良校の中規模校の部で、伏見小学校が努力校、小規模校の部では上之郷小学校が県1位の栄誉ある賞を受賞しております。これらの一連の結果については、御嵩町の児童・生徒全員が、歯の大切な役割を理解し、毎日の歯磨きに取り組んでいるからこそその成果ではないでしょうか。このようなすばらしい歯磨き活動を、高齢者の8020運動などを加え、御嵩町に住む人たち全員が取り組むような活動に発展させ、御嵩の人は歯がきれい、丈夫

な歯の人は多いと、広く評価される町を実現できればと考えております。

御嵩町環境基本計画は、町、事業者、町民が一体となって、それぞれの立場で環境保護に最優先で取り組むことを宣言した環境基本条例に基づき、環境保全の施策を総合的、かつ計画的に推進するための指針として平成17年3月に策定しております。この計画では、おおむね20年後の町を自然と共生し、歴史・文化を未来に引き継ぐ里山のまちと思い描き進めてまいりましたが、ことしがおおむね5年ごとの見直しの年に当たることから、現在、改定作業を行っております。改定の進め方としては、重点エコプロジェクトの策定を中心として、過去の環境まちづくりパートナーシップ会議や、公募による町民と町職員の協働による意見集約を自然環境保全策定部会、持続可能社会策定部会、人づくり査定部会の3部会に分けて行っております。現在のところ、公募などによる町民34人により、これまで4回の部会で活発な議論が交わされているところであります。また、部会のリーダー、サブリーダーで構成される環境審議会分科会を組織して、各部会間の調整を行っております。さらに、行政と連携を図る観点から、担当課の意見を反映する仕組みとして、町職員による庁内推進委員会を組織しております。今後は、部会、分科会、推進委員会のそれぞれの会議による結論をもとに具体的な検討を重ね、住民が主体となって行政等と連携を図りながら、5年間で実践できる実現可能性の高い取り組みを盛り込んだ実効性のある環境基本計画を今年度中に策定いたします。

去る10月12日、前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画について、事業者の株式会社マルエス産業に対し、2回目の公開質問状を提出しました。これは、4月25日に受理した1回目の回答書の内容について、質問内容を事実誤認されている点、質問に対して十分な回答となっていない点などがあったことから、再質問が必要であると判断したからであります。今回の再質問の主な内容は、なぜ前沢地区を選定したのか、また事業計画は妥当なのかといった疑問点をただしていくことを重点に置いております。

私は、6月12日執行の御嵩町長選挙において、一町民として施設設置については反対であると訴え、町民の御指示をいただき当選いたしました。公職の立場となった今、改めてこの事業計画書を見ますと、町民の安全・安心を確保する観点から、やはりいまだに多くの疑問や懸念があり、現在も周辺生活環境保全上問題がある施設との見解は変わりません。また、岐阜県からも、株式会社マルエス産業に対して多項目にわたる事業計画書の修正指示が出されていると聞き及んでおります。株式会社マルエス産業においては、地元住民の強い意思を踏まえていただき、この再質問書に対して御回答いただけますよう期待しているところであります。町長として、今後も住民の意思を尊重し、適切な対応を進めてまいります。

御嵩町徘徊高齢者SOSネットワーク構築事業を、公募により「ほっとねっと」と命名し、去る11月21日にスタートさせました。御嵩町の高齢化率は、この11月で24%に達しております。

5年前の高齢化率は21.9%でしたので、2%以上もの伸びを示しています。この傾向は、いわゆる団塊の世代が高齢者となられることで、ここ数年後に高齢化がますます加速することとなり、平成30年代には3人に1人が高齢者となる社会が確実に現実となります。

一方、要支援、要介護の認定を受けられる方も現在は755人ですが、平成30年には900人を超えることとなると予想されております。そのうち、日常生活に支障を来す行動や、意思疎通が困難である認知症の症状を有する方も、現在、御嵩町に600人以上、データ上では5年前と比較し100人以上の増加となっています。そういった方が、お1人で外出され、帰り道がわからなくなるなどで行方不明となられるケースが全国的にも数万件あると言われ、社会問題となっておりますが、この御嵩町でも年に数件発生しており、これからも増加していくのではないかと懸念を抱いています。こうした実態に備えるため、御嵩町では、徘徊高齢者対策のネットワーク体制づくりを進めてまいりました。このネットワークは、民生委員や社会福祉協議会、介護サービス事業所、商工会、自治会などの協力機関、また医療機関や警察、消防団など、地域の皆様の御協力により構成していただきます。さらに、日常的な生活、仕事や活動の中で、御近所で対象となるお年寄りへの声かけ、見守りを行うことによって、徘徊・行方不明事件の予防や早期発見を目指すものであります。

一方、この事業は町が推し進めているクリーンエネルギーの普及促進政策とも関連しております。今回の事業実施のために必要な自動車として、今後は自治体が積極的に導入を進めていく必要があるという観点から、県の全額補助により電気自動車を導入いたしました。この自動車は、災害時におけるガソリン不足の際の移動手段として、さらに地域包括支援センター職員の見守りや、青色回転灯車両などとして有効に活用したいと考えております。

当事業は、この御嵩町において高齢者となっても安心してこの町で暮らしていけることのできる温かい支え合いのある地域づくりを進めるため、始まったばかりの事業であります。これからは、関係者の皆様の御協力と御理解をいただきながら、このネットワークを身のあるものとして推進していきたいと考えております。

次に、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

初めに、人権擁護委員の任期満了による委員の推薦について議会の御意見をお伺いしたいと思います。現在、美濃加茂法務局管内で45人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け活動しておられ、うち当町では5の方が御活躍中であります。その5人の方のうち、3人が平成24年3月31日をもって任期満了となられるため、ふさわしい方の人選を行ってまいりました。幸い1人は再任の御意思を表明され、また新任として御推薦させていただく2人につきましても、人権に対する取り組みについて強い意欲をお持ちの方でありますので、人権擁護委員法に基づき町長として推薦することといたしました。いずれの方も人格・識見も高く、人権擁護に御理

解があり、人権擁護委員として活動いただくのに最適な方々であるとの判断から、委員に選任することが最適と考え、御意見をいただく議案を上程いたしました。

次に、今回提案の予算関連についてであります。

まず、第4号の一般会計補正予算であります。

歳入であります。国庫補助金として社会資本整備総合交付金が699万9,000円の増、財政調整基金繰入金が1,900万円の増、町債が600万円の増などを計上し、歳入補正総額は3,016万4,000円の追加となっております。

次に歳出であります。職員退職組合負担金として1,121万3,000円の増、道路改良工事費1,400万円の増などを計上し、歳出補正額合計は3,016万4,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題について所見や報告を申し上げるとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係3件、不動産の信託1件、可児市道路線の認定の承諾について1件、岐阜県市町村職員退職手当組規約改正について1件、都合12件であります。後ほど担当者から詳しく御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 山口政治君、3番 安藤雅子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月22日の議会運営委員会において、本日より12月16日までの11日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より16日までの11日間とすることに決定いたしま

した。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情、資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情、木材の利用推進に関する要望書、T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する要請、「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告（平成23年8月から10月分）、以上7件が議長あてにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、「国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情、資格証明書の交付を直ちに中止することを求める陳情については、11月22日の民生文教常任委員会協議会、木材の利用推進に関する要望書、T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する要請については、11月24日の総務建設産業常任委員会協議会、「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書」の採択を求める陳情については、11月28日の議会運営委員会でそれぞれ協議されました。

以上で、議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第10号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次建設課長。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案つづりのインデックス、諸般の報告の1ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定される事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第9号 専決処分書。

法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規

定により、次のとおり専決処分する。平成23年11月16日。

1. 事故発生日時、平成23年9月20日火曜日、午後6時ごろ。
 2. 事故発生の場所、御嵩町美佐野地内（町道千ノ井真多羅線）。
 3. 損害賠償の相手方、岐阜県可児郡御嵩町井尻34番1、藤田英治。
 4. 事故の概要、上記日時及び場所において、町道舗装の剥離により発生した穴（深さ20センチ、幅1.5メートル、長さ4メートル）へ左前輪及び左後輪を落とし、アルミホイールとタイヤ各2本を破損したものです。
 5. 損害賠償額、8万8,000円。
- 以上であります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第42号から議案第53号までと発議第4号の13件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

それでは、人事案件を行います。

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

若尾福祉課長。

福祉課長（若尾要司君）

おはようございます。

それでは、議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづりの1ページをお開きいただきますでしょうか。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱を受け、広く人権問題に関し相談事業、啓発事業などを行っていただく方で、岐阜地方法務局美濃加茂支局管内で45の方が活動しておられます。そのうち御嵩町からは5の方が委嘱されておりますが、平成24年3月31日をもって活動をいただいております委員のうち、安藤靖彦さん、須田正子さん、生駒は

つよさんの3人が任期満了となります。この3人の方には、引き続き御活動いただきたく思っておりましたが、お1人は再任いただけるものの、お2人は退任の御意思が強く、後任について人選してまいりました結果、再任、新任の推薦候補者の人選も整いましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員推薦候補者に対し、議会の意見を求めるものがあります。

議案中の表にありますように、安藤靖彦さん、生年月日は昭和14年2月15日生まれでございます。美佐野2934番地在住で、再任でございます。小川文甫さん、昭和20年8月7日生まれ、御嵩1377番地1 在住で、新任でございます。安藤栄子さん、昭和24年10月21日生まれ、顔戸992番地2 に在住で、新任でございます。この3人の方を人権擁護委員として推薦しようとするものでございます。

ただいま御紹介申し上げました3人の方につきましては、いずれも人格・識見も高く、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として活動をいただくにふさわしい方々でございます。

青色のインデックスの資料つづり1ページに、今回推薦する方々、任期中の委員、それから2ページから4ページにわたりましては履歴書を示してございますので、またお見通しいただけたらと存じます。

先ほど町長からのあいさつの中にもございましたとおりでございますし、今も御説明申し上げたとおりでございますが、議案第42号につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

これで御説明を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、補正予算関係に入ります。

議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

青のインデックス、補正予算の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出の総額にそれぞれ3,016万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億643万6,000円とするものであります。

第2条の地方債の追加及び変更につきましては、第2表 地方債補正で説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正の追加であります。中公民館防災拠点施設整備事業について、一般財源を確保するため、680万円の起債の借り入れを行うものであります。

次に地方債の変更であります。地方道路等整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金の追加交付等に伴う町道中125号線駐車場整備工事費及び町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事費の増額に伴い、320万円を増額し、限度額を3,160万円に変更するものであります。

水道未普及地域解消事業につきましては、上之郷地区送配水施設詳細設計委託事業費の減額に伴い、400万円を減額し、限度額を900万円に変更するものであります。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金の目01農林水産業費分担金85万円は、県営ため池等整備事業撫尾新地区事業費増額に伴う農地費分担金であります。

款14国庫支出金の目04土木費国庫補助金699万9,000円は、社会資本整備総合交付金事業であります。町道中125号線駐車場整備工事及び町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事に係る国庫補助金であります。

款15県支出金の目01総務費県補助金50万円は、消費生活相談窓口等の機能強化のための岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金であります。

目02民生費県補助金50万4,000円は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が公布され、支給額が変更されたことに伴うシステム改修に係る地域子育て創生事業補助金であります。

項03委託金の目01総務費委託金57万3,000円は、県議会議員選挙の選挙費の額確定に伴う県議会議員選挙委託金の減額であります。

目02民生費委託金8万4,000円は、厚生統計調査であります。生活のしづらさなどに関する調査であります。全国在宅障害児・者等実態調査に係る委託金であります。

9ページをお願いいたします。

款18繰入金金の目01財政調整基金繰入金1,900万円は、補正の財源とするため、財政調整基金の取り崩しを行うものであります。

目03無水道地域対策基金繰入金320万円の減額は、水道未普及地域解消事業上之郷地区送配水施設詳細設計委託事業費の減額に伴うものであります。

款21町債の項01町債につきましては、5ページの地方債補正で説明いたしました地方債の追加及び変更に伴う起債の増額及び減額であります。

次に、10ページからは歳出であります。先に人件費から説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書であります。一番下の比較の欄の長等の給料2万4,000円の増額は、町長の給料の起算日の変更に伴うものであります。その他の特別職の報酬32万2,000円の減額は、今年度執行しました選挙に係る選挙管理委員などの報酬の減額であります。共済費の比較の欄の計367万4,000円は、町長の共済組合負担率の変更に伴う増額、東日本大震災に伴う消防団員公務災害補償費掛金の増に伴う共済費の増額であります。

21ページをお願いいたします。

一般職の給与費明細書であります。⑴総括の表の比較の欄の給料が200万3,000円の減額、職員手当が139万6,000円の減額、共済費は、勸奨退職者分の退職手当組合負担金の増額及び共済負担金率変更に伴い1,449万2,000円の増額、合計1,109万3,000円の増額であります。下欄の表は、職員手当の内訳となっております。また、22ページは給料及び職員手当の増減額の明細となっております。給料及び職員手当の増減額及び増減理由を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、10ページに戻っていただきたいと思います。

款01議会費の目01議会費、節09旅費24万円の減額及び節14使用料及び賃借料24万円は、東京陳情に伴う予算の組み替えであります。

款02総務費の目01一般管理費、節11需用費293万1,000円は、空調機器の増設に伴う電気料及び上下水道料の増加に伴う増額などであります。節13委託料28万7,000円は、子ども手当に係る法改正に伴うシステム改修委託料及び岐阜県入札参加資格審査システム改修に伴う委託料であります。

目04財産管理費の節15工事請負費165万円は、9・20豪雨により稲荷台のり面復旧工事の復旧中ののり面から大量の雨水がのり面下の宅地へ流入し、排水路の断面が小さかったことから床下浸水となりました。このため、のり面下部に排水路240ミリを設置するための工事費を増額するものであります。

目10電算管理費の節13委託料151万2,000円は、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修委託料であります。

11ページをお願いいたします。

目11まちづくり推進費、節18備品購入費50万円は、消費者行政活性化基金事業費補助金の交付に伴う啓発用パンフレットスタンドの購入費用であります。

項03戸籍住民基本台帳費の節07賃金17万円は、住民基本台帳法の改正により、今まで外国人登録法により登録していた外国人住民を、住民基本台帳に記載することとなったことに伴う基礎資料作成、入力などの新規業務量増大に対応するための臨時職員1名の賃金であります。

12ページをお願いいたします。

項04選挙費の目03県議会議員選挙費65万5,000円の減額、目04農業委員会委員選挙費295万4,000円の減額及び目05町長・町議会議員選挙費317万2,000円の減額は、選挙費の額確定に伴う補正であります。

13ページをお願いいたします。

款03民生費、目01社会福祉総務費の節01報酬6万2,000円は、障害児・者等実態調査に伴う調査員2名分の報酬であります。節08報償費1万7,000円は、調査協力者への記念品代であります。

目04老人福祉費の節11需用費40万4,000円は、徘徊見守りネットワーク用消耗品費及び電気自動車充電料であります。節12役務費5万円は、フラットハウス廃棄物処分手数料の減額であります。節18備品購入費23万6,000円の減額は、「あつと訪夢」用ハンドベル等の購入による増額及び電気自動車の入札差金の減額であります。

14ページをお願いいたします。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費の節13委託料50万4,000円は、子ども手当特別措置法施行に伴うシステム改修費による増額であります。

15ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04農地費の節19負担金補助及び交付金425万円は、県営ため池等整備事業撫尾新地区の事業費増額に伴う負担金の増額であります。

款07商工費の目02商工振興費の節19負担金補助及び交付金54万3,000円は、町内4団体が管理する商店街街路灯照明のLED球変更工事費等に対する補助金の増額であります。

16ページをお願いいたします。

款08土木費、目02道路維持費は、社会資本整備総合交付金事業に係る財源内訳の変更であります。

目03道路新設改良費の節12役務費24万7,000円は、町道中125号線駐車場整備工事に伴う駅前駐輪場建築確認申請手数料であります。節15工事請負費1,400万円は、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う増額であります。

17ページをお願いいたします。

款09消防費、目01非常備消防費の節04共済費370万1,000円は、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償費掛金の追加などによる増額であります。節08報償費100万円及び節09旅費100万円は、予算の精査に伴う減額であります。節11需用費130万円は、消防団員用コンバット購入費であります。

目03消防施設費の節13委託料65万円は、顔戸構地内の防火用水池の分筆、所有権移転登記に伴う測量登記委託料であります。

目04防災費の節13委託料40万円は、東日本大震災被災地支援運行事業終了に伴う減額であります。節18備品購入費130万円は、消防団員が火災及び災害時の情報伝達用として使用するための防災行政無線（移動系）ハンディ無線機であります。10台の購入費であります。

19ページをお願いいたします。

款13諸支出金、目01公営企業出資金、節19負担金補助及び交付金3,640万円は、上水道未普及地域解消事業出資差異分2,340万円及び上水道事業補助金1,300万円の予算科目の組み替えによる減額であります。節24投資及び出資金1,620万円は、予算組み替えによる上水道未普及地域解消事業出資債分から水道未普及事業費精査により720万円を減額した額であります。

目02公営企業補助金の節19負担金補助及び交付金1,300万円は、予算科目組み替えによる上水道事業費補助金であります。

款14予備費166万9,000円は、財源調整による減額であります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、議案第44号、第45号について御説明いたします。

初めに、議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

青色インデックス、補正予算書の中のピンク色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,348万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,574万8,000円とするものです。

事項別明細書の中、5ページからをござんください。

まず歳入につきまして、款03の国庫支出金については、平成22年度、過年度の療養給付費等負担金精算によります追加交付のため、1,348万4,000円を増額補正いたします。

また、款09繰入金では、年々増数傾向にあります医療費、保険給付費の支出に充てるため、国民健康保険基金繰入金を5,999万9,000円増額し、6,000万円とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳出ですが、款01の総務費では、目01の一般管理費において、郵便料の不足を補うため、役

務費20万円を増額いたします。

また、款02保険給付費では、一般から退職被保険者の療養給付費、療養費、審査手数料における年間支出額の増加見込みから、合計で6,500万円を増額し、下段にございます項02の高額療養費につきましても、見込み額に備え、合計で1,640万円を増額補正いたします。

さらに7ページにまいります。目01の出産育児一時金においても、手数料と負担金を合わせて378万2,000円を増額させていただきます。

中段にございます款08保健事業費では、目01疾病予防費として健康診断料助成費用を45万円、また目02特定健康診査等事業費では、血液検査該当者の増加から、業務委託料を15万8,000円増額いたします。

そして、最後に予備費ですが、収支の見込みにより1,250万7,000円の減額補正となります。

主なもののみ説明いたしましたが、お目通しをよろしく願いいたします。

次に、議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書、黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳出予算の内部において追加及び減額し、歳出予算の総額12億3,836万6,000円は、変更しないものとします。

3ページの事項別明細書をごらんください。

歳出のみですが、中段以降にあります款05地域支援事業費、項02包括的支援事業等費の中の節04共済費について、地域包括支援センター職員2名分の職員共済組合負担金負担率の改定のため、4万円の増額補正でございます。

款06予備費につきましては、その増額分の調整としまして4万円の減額を行います。

4ページには、補正に係る部分のみの給与費明細書がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第44号、第45号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について御説

明いたします。

補正予算のオレンジ色の表紙の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,045万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,210万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、3ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございますが、公共下水道建設に伴う事業費精査によりまして、公共下水道建設事業分を950万円増額し、起債の限度額を4,840万円とするものでございます。この起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

5ページをお願いいたします。

歳入の方から御説明いたします。

款01分担金及び負担金、目01下水道事業受益者負担金の195万円の増額につきましては、主に農地等の猶予解除の増によるものでございます。

款03国庫支出金、目01社会資本整備総合交付金の100万円の減額は、交付額確定によるものでございます。

款08町債、目01下水道事業債の950万円の増額は、先ほど御説明いたしました公共下水道工事費の増額によるものでございます。

6ページの歳出をお願いいたします。

款01下水道事業費、項01下水道管理費、目01下水道維持管理費では、節04の共済費の4万7,000円の増額は共済組合負担金、節13委託料の50万円の増額は、下水道使用料徴収委託料が50万円の減額、猶予解除地の増に伴う公共ます設置委託料が100万円の増額でございます。節19負担金補助及び交付金の1万6,000円の増額は、水道事業会計への人件費の負担金でございます。

項02下水道施設費、目01下水道建設費では、節04共済費の7万円の増額は共済組合負担金、節08報償費の51万5,000円の増額は、猶予解除地等の受益者負担金の増額に伴う一括納付報奨金、節15の工事請負費の900万円の増額は、事業費精査に伴う公共下水道工事分でございます。

款02基金積立金、目01下水道基金積立金、節25積立金の1,500万円の増額は、今後の不明水対策等への資金の積み立てでございます。

7ページをお願いいたします。

予備費でございますが、1,469万8,000円の減額は、基金積み立て等に充てるための補正をするものでございます。

以上で下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、緑色の表紙の1ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算（第2号）でございます。議案第47号であります。

第1条につきましては、水道事業会計補正予算（第2号）を定める総則でございます。

第2条は、業務の予定量を事業精査により概数が確定いたしましたので、送配水管及び施設改良事業を4,750万円に、水道未普及地域解消事業を2,700万円に、下水道関連移設事業を1,670万円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益を48万4,000円の減額、支出の第1款水道事業費を522万1,000円の増額補正とするものでございます。

詳細は、実施計画明細書で後ほど説明をいたします。

2ページでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

第1項は、括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,294万2,000円は、過年度損益勘定留保資金1億556万2,000円、利益剰余金処分額2,463万4,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額274万6,000円で補てんするもの」に改めるものでございます。

第2項は、収入の第1款資本的収入を1,200万円の減額、支出の第1款資本的支出を858万円の減額補正とするものでございます。

詳細は、実施計画書で後ほど説明いたします。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、予算書第7条に定めた経費の給与費を10万8,000円の増額補正するものでございます。これは、職員共済組合の負担金の増額補正をするものでございます。

第6条は、利益剰余金の処分として22年度決算に基づき、減債積立金を2,360万3,000円増額補正するものでございます。

次に、10ページから12ページにつきましては、予定貸借対照表となります。後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入は款1水道事業収益、項1営業収益、節4受託収益の50万円の減額でございますが、これにつきましては、下水道使用料収納業務の精査によるもの、項2営業外収益、節3その他雑収益の1万6,000円の増額は、共済組合負担金に伴う人件費の負担金でございます。

14ページをお願いいたします。

支出でございますが、款1水道事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節27の受水費の200万円の増額は、赤坂水源を豪雨災害に休止したこと等によるものでございます。

目2配水及び給水費、節8備用品費の300万円の増額は、給水タンク等の災害対策用の備品の購入費でございます。節13修繕費の370万円の増額は、9月20日の豪雨災害により板良団地の配水管が破損した際の修繕費用でございます。節16材料費の50万円は、水道メーター等の材料費の確定分でございます。

目4総係費の節4法定福利費の8万8,000円の増額は、共済組合負担金です。節18委託料の320万5,000円の減額は、水道料金等徴収事務業務の入札差金等によるものでございます。節20手数料7万7,000円の増額は、コンビニ納付の手数料がふえたこと等によるものでございます。節23負担金の6万1,000円の増額は、上之郷未普及地域国庫補助金の確定に伴う岐阜県簡易水道協会負担金でございます。

15ページでございますが、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1資本的収入、項2出資金、節1出資金の720万円の減額は、未普及地域解消事業設計業務の概数が固まりましたので、一般会計出資債及び無水道対策基金分を減額するものでございます。

項4国庫補助金、節1国庫補助金の480万円の減額も、未普及地域解消事業に伴う補助金の減額でございます。

16ページをお願いします。

支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事務費、節2の手当の4万4,000円の減額は通勤手当分、節4の法定福利費の6万4,000円の増額は共済組合負担金です。

目2建設改良事業費、節10工事請負費の120万円の増額は、下水道関連移設工事の増額によるものでございます。節16材料費の320万円の増額は、9月20日災害に伴い、板良団地の配水管破損に伴う材料費でございます。節18委託料の1,300万円の減額は、未普及地域解消事業設計委託の入札差金でございます。

概要を説明させていただきましたが、あとの分はお見通しをいただきまして、よろしく願いしたいと思います。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

次に、条例関係に入ります。

議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を

求めます。

佐久間税務課長。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりにつきましては、4ページからになります。それから、資料つづりにつきましては、資料インデックスの5ページからになります。資料インデックス5ページから条例の骨子について掲載しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。そちらに沿って説明をいたします。

今回の条例の改正理由は、既に改正され公布されています、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これが施行されたことに伴いまして、町税条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、まず第1条による改正からとなりますが、まず1番目になります。

既に改正されている国税の罰則の見直しがありまして、これに伴いまして地方税法が改正されたことに伴う罰則規定の強化であります。

改正対象につきまして申し上げます。

まず、第19条におきまして、町民税の納税管理人に係る不申告、それから28条の4の町民税に係る不申告、それから34条の10の退職所得申告書の不提出、それから56条の固定資産に係る不申告、それから70条の軽自動車税に係る不申告と、それから89条 鉱産税の納税管理人に係る不申告、それから136条におきまして特別土地保有税の納税管理人に係る不申告、ただいまのそれぞれに関する過料を3万円以下となっておりましたものから、10万円以下ということに引き上げる内容であります。また、さらに新たに82条の2としまして、たばこ税に係る不申告、それから87条の2として鉱産税に係る不申告、そして142条の2として特別土地保有税に係る不申告のそれぞれに関する過料を10万円以下として新たに追加する改正内容であります。

それから2番目としまして、第26条の8におきまして規定されております寄附金税額控除の適用下限を「5,000円」から「2,000円」に変更する内容であります。

それから三つ目になります。課税特例の適用期限の延長による改正になります。

附則第7条におきまして、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の期間を、これまでの「平成24年度まで」から「平成27年度まで」に延長する内容でございます。

それから四つ目になりまして、金融機関の見直しということですが、まずこれは第2条による改正になります。

平成20年の条例第24号で施行しました、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の附則第2条の改正としまして、上場株式等の配当所得等が、本来3%であるものを1.8%に軽減する特例税率の適用期間が今ありますが、これを「ことし12月末まで」から、2年間延長して「平成25年12月末まで」に変更する内容であります。

それから、今度は第3条による改正ですが、平成22年、条例第9号で施行しました御嵩町町税条例の一部を改正する条例の附則第1条におきまして、非課税口座内、上場株式等の譲渡に係る町民税の所得の計算の特例がありますが、この適用開始年度を「25年度」から「27年度」に2年間先延ばしする内容であります。

主な改正内容は以上になりますが、ただいまの説明以外に引用条項、文言の整理等を行うための変更部分、また施行期日等を定める部分などがあります。

次の資料集、資料の次のページ、6ページからは新旧対照表があります。それから、説明を省略しておりますが、議案の方の4ページから改正文がありますが、こちらにつきましては後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、集会施設、公園、その他公共施設の用地として、町が寄附を受けた財産を当該財産の属する区域を活動区域とする支援団体に譲渡することに関して、御嵩町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第3条第1項に、第5号及び第6号を追加するものであります。

第5号につきましては、都市計画法第39条もしくは第40条の規定や、協議書、協定書、覚書等により町に帰属し、または管理移管された行政財産の用途廃止によって生じた普通財産を、当該普通財産の属する区域を活動区域とする地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認

可を受けた地縁団体へ譲渡する場合の規定を追加するものであります。

開発許可を受けた開発行為、または開発行為に関する工事等により、公共施設、道路、水路、公園などが設置されたときは、その公共施設は、その公共施設の存する市町村の管理に属することとなります。ただし、他の法律に特別な定めがあるとき、または都市計画法第32条第2項の協議により、管理者について別段の定めをしたときは、それらのものの管理に属することと定められています。

住宅団地開発等によって設置された公共施設の管理については、公共施設のある市町村に帰属することとなりますが、これは本来、そこで生活される住民の方々が利用される施設でありますので、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁団体から譲与申請が提出された場合は、その内容を審査した上で普通財産を存する地域の良好な地域社会の形成及び維持のために使用されると認められた場合は、これを譲与するものであります。

6号につきましては、集会施設、その他公共施設の用地として寄附を受けた財産を、当該財産の属する区域を活動区域とする地縁団体へ譲渡する場合の規定を追加するものであります。これは、住宅団地開発において寄附を受けた集会敷地などや、公共的団体の所有する財産を町有な義にするための取り扱い要綱により、町の名義となっている普通財産を当該普通財産の属する区域を活動区域とする地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、認可を受けた地縁団体へ譲渡する場合の規定を追加するものであります。

地縁団体から譲与申請が行われた場合は、その内容を審査した上で、普通財産の存する地域の良好な地域社会の形成及び維持のために使用されると認められた場合は、これを譲与するものであります。

また、8条でこの条例の定めるもののほか、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項は、町長が別に定めるとする委任規定を追加するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、資料つづりの22ページが新旧対照表となっておりますので、お目通しをよろしく願います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりの10ページをお願いいたします。あわせて資料つづりの23ページからが新旧対照表となっております。

今回の関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、障がい者制度改革推進本部等に

おける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、以下整備法と言わせていただきますが、平成22年12月3日に可決成立し、同年12月10日に公布されました。整備法は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するために制定されました。整備法の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、その施行期日が平成24年4月1日、一部につきましては平成23年10月1日とされたところであります。

今回整備法の施行に伴い、町の関係条例の一部改正を行う必要がありますので、関係条例の整理に関する条例の制定を行うものであります。

今回改正する関係条例は第1条から第7条までで、御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例ほか3条例であります。

附則であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条及び第7条の規定は、平成24年4月1日から施行するものであります。

改正内容につきましては、条例の一部改正に係る新旧対照表で説明いたしますので、資料つづりの23ページをお願いいたします。

23ページから27ページまでが新旧対照表となっております。表のアンダーラインの部分を改正するもので、整備法の一部施行に伴い、障害者自立支援法の一部改正に伴う項の追加及び削除による条項ずれが生じたので、これに伴う改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第51号 不動産の信託について、朗読を省略し、説明を求めます。

植松農林課長。

農林課長（植松和徳君）

それでは、議案第51号 不動産の信託について説明させていただきます。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

議案第51号 不動産の信託について。

地方自治法第96条第1項第7号の規定により、次のとおり不動産を信託することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 信託の目的は、町有林の適正な管理及び森林資源の有効活用であります。
2. 信託する不動産の概要は、御嵩町御嵩字北山1064番1、地目、保安林、面積2,380平方メートル、以下46筆で、合計47筆で合計面積は236万2,972平方メートルでございます。
3. 信託の受託者は、岐阜県加茂郡七宗町神淵9756番地1、可茂森林組合、代表理事組合長

鈴木圓次。

4. 信託期間、本契約締結の日から平成34年3月31日まで。
5. 信託報酬、信託収益に100分の3を乗じて得た額以内の額。
6. 信託配当、事業収益に相当する額。ただし、当該額は信託準備金として積み立てるもの
でございます。

資料つづりの28ページをお願いいたします。

ここには、森林経営信託仮契約書の写しが28ページから31ページまで、それから32ページにつきましては信託財産の表示、33ページにつきましては附録の1から3、34ページは森林信託区域年度計画図をつけておりますので、後ほどお目通しの方をお願いしたいと思います。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第52号 可児市道路線の認定の承諾について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次建設課長。

建設課長（伊左次一郎君）

では、インデックスの議案つづり14ページをお願いいたします。

議案第52号 可児市道路線の認定の承諾についてであります。

本町の区域内において、次の可児市道の路線を認定することについて、可児市長から承諾を求められましたので、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案の対象となりますのは、町道伏見107号線にかかる淵之上橋及び町道伏見205号線にかかる平貝戸橋の2橋梁となります。

この橋は、いずれも可児市と御嵩町のそれぞれの区域内を可児川の中心を境として、それぞれの市町村において道路法第3条第4項の市町村道に路線を認定し、維持管理を行っているものであります。昨今の豪雨災害による被災時や、今後の大規模な維持改修事業時の対応に備え、あらかじめ管理の主体を可児市道の認定により決めておくことにより、必要時の事業の迅速化、効率化を図ることを目的とするものです。

今回、可児市道路線の認定の承諾は、表に記しましたとおり、淵之上橋を市道8号大東河合線へ、平貝戸橋を市道51号可児公園平貝戸線へ、それぞれ橋梁単位で市道認定するための承諾に応じようとするものでございます。

なお、これらの橋梁の改修等の費用については、それぞれの市町村において、その費用を案分し負担することとするものです。

また、可児市へも同条件にて町道伏見135号線にかかる野崎橋の御嵩町道路線への認定・承

認を求めています。これらの橋梁の位置につきましては、資料つづり35ページから38ページに添付させていただきましたので、後ほどお目通しのほどをお願いしたいと思います。

以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、朗読を省略し、説明を求めます。

加藤企画課長。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について説明をさせていただきます。

議案つづりの15ページと、資料つづりの39ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、本文の第4条と第5条の2ヵ所になります。

第4条につきましては、組合の事務所の位置について、「岐阜市」とあるところの後に「蕨田南5丁目14番53号」と加え、詳細に住所表記をするものでございます。

これにつきましては、公的な証明の際に、本組合事務局の所在地が特定できるものの提出を求められることがあります。現行規約は岐阜市のみの記載でありますので事務所所在地の特定ができません。このため、事務所所在地の特定をするため、今回改正をするものということでございます。

第5条につきましては、組合の議会の組織について、第3項の「各郡町村会長9人」とあるところを、「岐阜県町村会が推薦する組合を組織する町村の長9人」に改めるものでございます。

こちらにつきましては、岐阜県町村会が同会の役員選出方法を、各郡町村会長から全町村長の中より選出することより改められたことに伴いまして、本組合議会議員を郡町村会会長以外の町村長でも就任できるように改めるものでございます。

なお附則につきましては、この規約について岐阜県知事の許可のあった日から施行するということと、それから改正に伴う経過措置がうたっております。

以上をもちまして議案第53号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について、お手元に配付してあると思いますが、議案（その2）をお願いいたします。朗読を省略し、提出者より説明を求めます。

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

それでは、発議第4号について説明させていただきます。

それでは、きょう配付されました議案（その2）の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について、次のとおり提出する。
平成23年12月6日。提出者、御嵩町議会議員 伊崎公介、賛成者、同じく加藤保郎、賛成者、同じく高山由行。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の一部を次のように改正する。
本則に次の1号を加える。

次の(4)が加えられるわけですが、これについては後ほどお読みいただきたいと思います。

この発議は、平成23年1月1日に施行された御嵩町の市債権の管理に関する条例の規定に基づき、債務者に対し支払い督促を行った際に、債務者から異議申し立てがあった場合に、自動的に訴訟に移行するため、この場合、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となりますが、支払い督促の手續のその目的の価格が50万円以下の少額な債権については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長の専決処分とすることにより、速やかに訴訟手続を進めていくことができるようにするものであります。

また、全国的に議決案件を専決処分にすることは、議会の権能を弱めていくものであり、そうしたことに議決案件を専決処分とすることは慎重であるべきだとは感じておりますが、以上のような理由でこの発議をさせていただきました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、先ほど議長報告の際の資料でございますが、この諸般の報告つづり、この資料の一番最後、現金出納検査結果報告のところの年度が「平成22年」になっておりますので、これ「23年」に訂正をお願いいたします。先ほどの報告につきましては、23年度という年度で言っておりますが、資料の訂正だけをお願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで事務局に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

これより議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。本件は、ただいまお手元に配付しました議会の意見として全員適任と答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本議会は、12月12日午前9時より開会いたしますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時04分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員